

## 裁判員は、どのようにして選ばれるのですか？

20歳以上の有権者（選挙権のある人）であれば、原則として誰でも裁判員になることができます。

毎年11月上旬頃までに各市町村の選挙人名簿の中からくじにより無作為に選ばれ、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作成され、一年間裁判員候補者として名前が載ります。この名簿に載った人には、12月上旬までに、その旨の通知（候補者名簿記載通知）と調査票が届きます。

また、実際に裁判が行われる場合には、事件ごとに裁判員候補者名簿から50人から100人程度が無作為に選ばれ、裁判の6〜8週間前までに裁判の期日を知らせる「呼出状」と辞退事由の有無を確認する「質問票」が届きます。

## 桂川町からは何名くらい選ばれるのですか？

桂川町の方が裁判員として選ばれた場合に、裁判員候補者名簿の管理や、裁判員裁判を行う管轄の裁判所は、福岡地方裁判所（福岡市中央区城内一―）になります。

過去の福岡地方裁判所での刑事

事件取り扱い件数などから、平成21年5月21日から始まる裁判員制度で必要とされる裁判員候補者人数は1万1200人となっています。その内、桂川町からは45人の方が、裁判員候補者として名簿に記載されます。

## 裁判員に選ばれた場合、辞退はできないのですか？

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度のため、原則として辞退はできません。ただし、法律で認められた次のような事情があり、裁判所が認めた場合は、辞退することもできます。

- 70歳以上の人。
- 学生、生徒。
- 重い疾病や傷害により裁判員の職務を行うことができない場合。
- 同居の親族の介護や養育を行っている人。
- 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある人。
- 父母の葬式への出席など社会生活上重要な用務があり、別の日に行うことができない場合。

## 裁判員裁判には、何日間くらい関わるのですか？

それぞれの事件により異なりますが、裁判員制度では法廷での審理を始める前に、効率よく裁判が行えるよう、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）が行われます。そのため、裁判はできるだけ連続した日程で開廷し、大半の事件は3日

以内に終わると見込まれています。1日に裁判が行われる時間も、裁判員の負担とならないよう、5時間から6時間と見込まれています。

また、裁判員候補者や裁判員、補充裁判員として裁判所に来た場合、日当や交通費が支給されます。日当は、裁判員候補者は1日8千円以内、裁判員と補充裁判員は1日1万円以内で支払われます。交通費は、裁判所の規則の定めにしたがって支給されます。

# 裁判員裁判の流れ①

